

令和6年度 第3回 尼崎市地域包括支援センター運営部会 会議録

1 日 時 令和7年3月7日（金）午後4時～午後6時

2 場 所 尼崎市市政情報センター セミナールーム

3 議 題

- (1) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について
- (2) 地域包括支援センターにおける常勤換算方法の運用について
- (3) 地域包括支援センターの事業評価指標の見直しについて
- (4) 令和7年度 運営方針について
- (5) 令和7年度 研修計画について
- (6) 令和7年度 契約事務（業務委託契約書・仕様書・実施要綱等）について
- (7) その他協議事項

4 出席委員等

- (1) 出席委員 梅谷部会長、朝田副部会長、奥西委員、金光委員、佐瀬委員、坪田委員
濱崎委員、濱野委員、東根委員、前川委員、丸本委員、森嶋委員、山崎委員
横田委員
- (2) 市 職 員 福祉部長、介護保険事業担当課長、高齢介護課長、
北部福祉相談支援課長、重層的支援推進担当課長、包括支援担当課長、
事務局職員 7名
- (3) 傍 聴 者 3名

5 議事等

事務局	地域包括支援センター運営部会 開会の挨拶 資料の確認
部会長	そうしましたら、議題に入らせていただきます。 (1) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(1) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について説明。
部会長	そうしましたら、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	資料1の(3)にある、地域包括支援センター職員の処遇の改善について、この場で委員の皆様にはご意見をいただき、事務局には予算確保にご尽力いただいたことで、良い結果に繋がったことに感謝申し上げます。 既に、各運営法人独自で処遇改善の方法を検討されていますが、地域包括支援センターの各職員にまで行き渡るよう、引き続きお願いしたいと思います。 また、センター事業評価指標の変更に伴い、取組を評価しやすい仕組みを構築することを検討していただきたいと思います。 合わせて、常勤換算方法の導入や、主任介護支援専門員の資格要件の緩和があり、必ずしも経験豊かな職員が揃わないこともあるため、例えば、経験の少ない職員が相談対応中に、他の職員がサポートできるような支援システム等を導入し、各職員のスキルを上げる取組も検討していただきたいと思います。
事務局	今後の相談業務におけるハード面につきましては、センター支援システムの改修で対応できない部分については、ご意見をいただきながら検討していきたいと考えています。
部会長	今年度は、常勤換算方法についての条例の改正や、事業費の在り方に関する予算案の提出に至ったことについて、委員の皆様から貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。 予算案を提出するにあたっては、事務局の負担も大きかったかと思います。 この場を借りて、事務局にもお礼申し上げます。ありがとうございます。 では、(2) 地域包括支援センターにおける常勤換算方法の運用について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(2) 地域包括支援センターにおける常勤換算方法の運用について説明。
部会長	この方法について、原則は常勤・専従ではあるものの、人員確保が難しい場合は、

	常勤換算方法が適用される可能性があるということです。 この常勤換算方法は、非常勤・専従で勤務するという形です。次年度、令和7年度から運用開始となります。 委員の皆様から、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。 (委員からの発言なし。)
部会長	では、(3) 地域包括支援センターの事業評価指標の見直しについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	(3) 地域包括支援センターの事業評価指標の見直しについて説明。
部会長	主に資料3-3、市町村の選択項目につきまして、委員の皆様からご意見等ございましたらお願いします。 市町村の選択項目については、追加・変更・削除も可能ということでしょうか。 資料3-3、通し番号24については、「時点」が令和7年度からの評価に向けて内容を検討中とありますが、この項目については令和8年度当初に行われる評価になるということでしょうか。
事務局	そのように考えております。
部会長	それ以外につきましては、評価期間が令和6年4月から令和7年3月までということですが、令和7年4月より評価を行っていくスケジュールとなっています。
事務局	資料3-3、「活動目標」から「時点」までは、国が示すものをそのまま示しているものです。市の選択項目については、市が変更できます。 国が示すものから、変更している箇所については下線を引いております。 認知症施策については、重要であると考え、引き続き市の独自項目として設定しています。
委員	資料の見方が難しいように思います。認知症施策について、独自項目を作っていたことはとても良いと思います。 また、認知症基本施策を進める中でとても大事だと思います。 認知症サポーター養成講座の受講者数は、各地域包括支援センターで把握しているのでしょうか。
事務局	その通りです。
委員	各地域包括支援センターの単位で認知症サポーター養成講座を行うだけでなく、他の様々なところで行うと良いと思います。

事務局	市としても、総合計画で、認知症サポーター養成講座の受講者数の目標指標を定めており、尼崎市人口の10%である45,000人を目標値としています。 市全体で、これまでも専門職団体・市民活動団体・自治会の皆様に協力いただき実施しておりますが、各地域包括支援センターにも、主体的に講座を開催してもらっています。 各地域包括支援センターも目標を掲げ、その状況を確認する中で、目標と実績について進捗管理をしていきたいと思っています。 また、認知症施策、通し番号27-1については、活動目標として、「認知症の方が住み慣れた地域で今後も暮らし続けていけるように支援体制を強化する」と大きな目標を掲げています。 その具体的な取組として、趣旨・考え方に、「認知症地域支援推進員として、医療機関や介護サービスおよび地域支援機関等を繋ぐこと」と、「地域における認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発活動を行うこと」、この2点が挙げられると考えています。 これについて、前段は「認知症に関する交流会の開催数」、後段は「認知症サポーター養成講座の受講者数」をアウトプット指標として設定しています。
委員	交流会は認知症カフェだけでなく、関係者ということで専門職や当事者も含めた多様な交流会を想定しているのでしょうか。
事務局	総論では、認知症カフェについても目標値の設定をしております。 交流会については、専門職との交流会として、現在も取組をしており、認知症疾患医療センターの専門職、医師会、各地域包括支援センターをはじめとした、医療と介護の専門職の交流会を今後も開催していきたいと考え、支援を繋ぐ役割の人との連携が不可欠であるとの観点から、この指標を設けております。
委員	認知症施策、通し番号27-1に、「認知症の方が住み慣れた地域で」とありますが、この地域とは在宅だけなのか、施設も含めた地域なのか、どちらでしょうか。
事務局	尼崎市の高齢者保険福祉計画のアンケートの中で、最期を自宅で迎えたいという意見が最も多く、医療・介護連携協議会でも住み慣れた地域をどのように捉えるか、今年度議論しました。 その中では、住み慣れた地域とは、在宅でも施設でもよく、広く捉えた方が良いのではないかと意見があり、市としてもそのように思っています。

委員	この表現は様々な受け取り方ができるため、別の表現がないかと思っています。例えば、「本人が望む」といった表現でも良いかと思いました。
事務局	「住み慣れた地域」の中でも、在宅で過ごししながら、入院や看取りなど様々な場面があると思います。自宅だけでなく、広い意味で捉えたいと思います。
部会長	ボリュームのある内容ですが、評価実施に向けたスケジュールにも余裕はないため、3月10日（月）を目途に、他に意見のある委員については、事務局宛にメールもしくは電話で連絡をお願いしたいと考えております。 そして、指標の各項目の修正の有無については、いただいた意見を参考にしながら、私と事務局に預からさせていただいてよろしいでしょうか。
委員	(異論なし。)
部会長	では、(4) 令和7年度 運営方針について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(4) 令和7年度 運営方針について説明。
部会長	そうしましたら、委員の皆様からご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。
委員	資料4、(3) 権利擁護業務で、「介護支援専門員や民生委員に特殊詐欺に関する情報を提供する」とありますが、具体的にどういった情報が提供されるのでしょうか。
事務局	令和6年4月1日から運用している、警察との協定に基づき、対象者の氏名と具体的な事案内容について、警察から市に情報提供があります。その情報を各地域包括支援センターを通じて、担当のケアマネジャーに共有することで、消費者被害を未然に防ぐ対策を行っております。
委員	事業所の他のケアマネジャーが担当しているケースで、業者と口論になることがありました。ケアマネジャーも福祉職であるため、その業者が悪徳業者なのか否かの判断が難しいと感じています。 警察から情報をもらったり、こちらから報告することで、連携がとれ、警察にも警戒してもらえるのであれば良いと感じています。 各ケアマネジャーにこの件を報告しておきます。
事務局	尼崎市では、詐欺被害防止のための録音機能の付いた電話機購入の助成を行っております。 これに関するチラシもありますので、ケアマネジャーの皆様にも活用をお願いしたいと考えております。

部会長	この特殊詐欺に関する報提供制度についての説明が書かれたものがあれば、ケアマネジャーへの周知が行いやすいと思います。
事務局	警察との協定を締結した際に、プレス発表しておりまして、目的やスキームを示したものがありますので、様式も合わせて情報提供させていただきたいと思います。
部会長	地域包括支援センターやケアマネジャーに制度の内容・主旨を知ってもらうことは重要だと思いますので、情報提供をお願いします。
委員	地域包括支援センターの運営方針について、範囲が広く、年々新たな項目が追加されて、重点取り組みが 35 項目もあり、実際にどれが重点なのかわかりにくいと感じます。 当然の内容は、重点に掲げるまでもなく、新たな内容や極めて重点なものを記載するとわかりやすいと感じます。 一方、運営部会や専門分科会でも、超高齢者化社会における、終末期以降の高齢者支援、いわゆる終活支援が話題に挙がっています。 運営方針には言及がないものの、そういった相談が増え、いわゆるシャドーワークが多いとの声も上がっています。 基本計画では、具体的な施策としては研究段階であるとの話もありましたが、現場では切実な課題と感じています。 そのような課題に対する相談対応を強化することを運営方針として言及して良いのではないかと思います。 研修テーマについても、新たな課題として、プログラムの中に取り入れることが必要と感じました。
事務局	重点項目については、来年度以降は極めて大事なところや新たに追加されたところを、メリハリをつけて記載したいと思います。 終活については、本市においても、高齢者が自身の葬儀や納骨に課題を抱えていることを認識しています。 終活登録事業を先行して実施している横須賀市や神戸市に確認しましたが、高齢者の転居や入所など状況が変化していく中で、個人情報の管理方法が課題となり、今後の事業継続について不透明な面を抱えています。 そのため、本市としては現段階では研究している段階です。 その一方、ヘルプキットを民生児童委員の皆様にご協力いただきながら、活用促進、

	普及啓発しておりますので、この取組は継続していきたいと思っております。 加えて、いわゆる ACP と言われる、高齢者がどのように最期を迎えたいかについての話し合いを、医療・介護の専門職に普及啓発していきたいとも思っています。
委員	すでに先行実施している市町村の話聞かせてもらい、そのような制度をスタートしたからこそ課題が見える訳であって、その課題がリアルな現実であると思います。 課題があつたらやらないというより、課題を捉えたうえで、前に進めてもらいたいと思います。 また、終活支援と言っても、幅が広く、お墓や葬儀、相続や遺品処理などあり、最低限エンディングノートの配布や情報提供から進めることも1つだと思います。 これについて、行政がスタートに何らかに関わる必要があるのではないかと思います。 神戸市もエンディングノートを配付しておりますが、行政が墓の管理をしており、孤独死した人の遺骨の扱いに困ったことが背景にあり、実施に至っています。課題はあるものの、だからといって、具体的な手を打たないのはどうかと思います。やれる範囲でやっていくのが良いと感じています。
事務局	踏み出すことは大事だと思いますが、踏み出すとなれば、一定の効果を突き詰めていく必要があります。 現在は、全国的な動きを確認しながら、足踏みしているところです。 高齢者保健福祉計画の中で意見を伺いながら、PDCAに入りたいと思います。 地域包括支援センターの運営方針に取り入れることは、時期尚早であると考えており、今後検討していきたいと思います。
部会長	身寄りのない高齢者について、国でも会議があり、課題に感じているところと思います。国の動向を確認しながら検討いただくようお願いします。
委員	地域ケア会議について、尼崎市は気付き支援型地域ケア会議の成果が出てきていると考えています。 将来的に、検討している事例が困難ケースになるような要素が無いかといった視点も含めて、検討していくと良いと思います。 今後困難ケースに繋がる要素がないか、早い時期から予防的な観点で見ていくことも大事ではないかと思います。 気付き支援型と課題解決型に繋がりがいいか、研究が必要かと思います。
事務局	この会議には、ケアマネジャーや生活支援コーディネーターも参画しているため、

	そのような視点も持つよう努力していきたいと思います。
部会長	気付き支援型と課題解決型の連動性については、必要に応じて、個人的にも助言していけるかと思いますので、今後の課題として捉え、継続的な検討をお願いします。
委員	権利擁護業務で、尼崎市では独居高齢者が増えていて、その方が認知症になると、お金の管理ができないといったケースが出てきますが、成年後見制度を医師でさえ知らないことがあります。 成年後見制度の対象になる方は多くいるため、もっと制度を知ってもらう必要があるように思います。 最近、診断書の記入依頼も増えているように感じますが、記入項目も難しいです。 医師や地域包括支援センターだけの仕事ではないと思いますが、行政全体で制度の周知をやってもらいたいと思います。
担当課	まさしく、課題と感じているところです。 成年後見等支援センターでは、小規模の人数から出前講座を実施しておりますが、まだまだ周知が必要と感じています。 また、成年後見制度に関するリーフレットはありますが、一見しただけでは理解が難しいと感じています。 引き続き、南北成年後見等支援センターで普及啓発をしていきたいと思います。
部会長	医師会と連携しながら、医師に向けた周知をすることを検討するのはいかがでしょうか。
担当課	医師会の事務局と成年後見等支援センターを含めて企画を考えていきたいと思います。
部会長	では、(5) 令和7年度 研修計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(5) 令和7年度 研修計画について説明。
部会長	研修はややもすると、盛り沢山になる傾向があるかと思います。追加が必要なものもあると思いますが、状況に応じて不要なものは見直すことも事務局で検討してもらえればと思います。
部会長	では、(6) 令和7年度 契約事務（業務委託契約書・仕様書・実施要綱等）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(6) 令和7年度 契約事務（業務委託契約書・仕様書・実施要綱等）について説明。
部会長	令和7年度より、フレイル改善通所プログラムが始まりますが、簡単に説明をお願い

	いいいたします。
担当課	こちらは、令和7年度からの新規事業として計画しています。 全体で事業1、事業2の2つの事業で構成しており、事業1がフレイル改善通所プログラムです。 事業概要として、令和7年4月に新たにオープンする武庫健康ふれあい体育館で、生活機能が低下した高齢者に対して、リハビリ専門職が介入したリハビリプログラムを提供するものです。 こちらの事業に参加される方として具体的には、要支援1、要支援2、要支援認定はないもののこのまま対策をしなければ要介護状態に陥るような方をイメージしております。 各地域包括支援センターに1名ずつ機能回復が見込まれるような方を選んでもらい、1期12名を対象に、3ヶ月を1クールとして、リハビリ専門職が介入したリハビリプログラムを実施します。 3ヶ月が終わりましたら、事業2へ移行していきます。 事業2はもう少し負荷をかけた運動をイメージしておりますが、最終的には地域のスポーツクラブに自力で通えるようになることを理想にしております。 まずは、機能回復が見込めそうな高齢者を、地域包括支援センターに選んでもらい、連携して取り組んでいきたいと思っています。
部会長	機能低下がみられる高齢者の選定にあたっての目安はありますでしょうか。
担当課	具体的に現在お示しできるものではありません。 現在、委託先をプロポーザルで選定しています。委託先については、リハビリ専門職の配置を調整しており、地域包括支援センターと一緒に参加者を選定していきたいと思っております。 4～6月は準備期間としていますので、市と連携しながら、目安を決めていきたいと思っています。 令7月から1期目を開始する予定です。
部会長	選定については、地域包括支援センターと市と協議しながら行っていくということによろしいでしょうか。
担当課	具体的な進め方については、委託事業者と連携を密に取り、検討していきたいと思えます。

	地域包括支援センターの窓口に来られた方で、集中的に機能改善プログラムを施せば改善しそうな人に、新規事業の委託事業者に推薦してもらい、委託事業者が選出のうえ、最終的には委託事業者と市が検討して決定していきたいと思っています。
部会長	選定の目安があると、地域包括支援センターの職員が選定しやすくなると思いますので、配慮を検討してもらいたいと思います。
委員	各地域包括支援センターが選んだ方のうち全員が武庫ふれあい体育館で実施するのでしょうか。 その交通手段は考えているのでしょうか。
担当課	事業1については、自力で武庫ふれあい体育館へ行けない方は、無料で送迎を行う予定にしております。また、利用する市民の利用料はかからないスキームとなっています。 最終的な選定は、新規事業の受託者と市が協議して行うスキームで考えていますので、各地域包括支援センターには、適任者を推薦してもらうパートを担ってもらうイメージです。
事務局	地域包括支援センターの職員は、普段から、介護認定、介護予防、元気高齢者などの対応を行っているので、通常業務の中から推薦者を選定してもらうことになります。 地域包括支援センター職員との意見交換の中でも、推薦にあたっての客観的な指標があると良いという意見もありました。介護認定の際のチェックリストの活用も視野に入れながら、地域包括支援センターの負担に極力ならないようなスキームを検討していきたいと思っています。
部会長	仕様書などには、「プログラム対象者の選定の実施」とあり、地域包括支援センター職員が主体的に行うようにとれますが、そのあたりはいかがでしょうか。
事務局	地域包括支援センターに受託業者が意見を聴取した上で、受託者が選定を行うこととなっております。
担当課	地域包括支援センターが選定するとは思っておりません。 あくまで、新規事業の受託者が選定を行います。仕様書などの表現は再度検討する必要があるかと思っています。
委員	困難事例の対応について、相談内容の分析とありますが、市が思う分析や、分析の手法について、助言をいただけるのか、また、他の委員から分析の方法についての助

	言があればいただきたいと思います。
事務局	センターの事業評価新指標に項目があることから、分析について追記しておりますが、日々の包括支援担当職員とのやり取りも分析の1つであり、また、地域ケア課題共有会議に挙げる地域課題の選定も分析になると思います。 現状、市が行っているところではありますが、センターにも強化していただきたいと思っています。 そのため、現在の取組体制をより強化してもらいたいとの主旨で書いております。
委員	学術的に難しく考えず、今やっていることを深めていくということと理解しました。
事務局	事業の分析については、第1回の運営部会で、相談元や相談内容を報告しているところですが、課題の本質を捉えきれていないのではないかと事務局でも検討しているところです。 相談集計や活動報告の中でも項目の見直しを検討しており、課題分析をするために必要な項目を示したいと思っております。 どのような項目があれば課題の本質が見えるのか、また委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。
部会長	分析に関しては、今後も助言出来るのではないかと思います。 それでは、(7) その他協議事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(7) その他協議事項については、本日は参考資料として、令和7年度主要事業のうち、地域包括支援センターに関わる新規事業について記載された資料を配布しておりますので、ご清覧ください。
部会長	本日の議題については以上となります。 最後に事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	本日は貴重なご意見を多数いただきありがとうございました。 令和7年度の開催予定については、第1回が令和7年8月1日、第2回が令和7年10月31日、第3回が令和8年2月6日を予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願いいたします。
部会長	以上をもちまして、令和6年度第1回地域包括支援センター運営部会を閉会します。 本日はどうもありがとうございました。